

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

国土交通省北海道開発局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正に
ついて

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日
付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり
改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願
いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正に
ついて

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日
付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり
改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願
いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

北陸農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

中国四国農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の<u>30パーセントを超え、かつ、1,500万円を超える経費の額の増減</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の額の増減。<u>ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

7 農振第 3081 号
令和 8 年 4 月 7 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3731 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の沖縄県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 (削る。)</p> <p><u>1 都道府県営事業</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 地区ごとに次に掲げる変更</u></p> <p>ア 経費の配分の変更 工事費の各費目相互間の <u>30 パーセントを超え、かつ、1,500 万円</u>を超える経費の額の増減</p> <p>イ (略)</p> <p><u>2 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p><u>1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業(都道府県が実施するもの(以下「都道府県営事業」という。))及び市町村が実施するもの(以下「市町村営事業」という。))に係るものにあつては、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県営事業</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地区ごとに次に掲げる変更</p> <p><u>(ア) 経費の配分の変更</u> 工事費の各費目相互間の <u>30 パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(2) 市町村営事業</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を<u>官署支出官</u>(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・</p>

課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(削る。)

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。